

## 北方領土問題の早期解決に関する意見書

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島から成る北方四島は、歴史的に見ても国際法に照らしてみても、疑う余地のない我が国固有の領土であり、北方四島の返還実現は、我々に課せられた国民的課題であり、全国民の長年の悲願である。

また、北方領土問題の解決は日本とロシアとの関係を正常化し、アジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献するものである。

しかしながら、戦後65年を経た今日もなお、その返還が実現されていないことは、誠に遺憾なことである。

さらに、昨今の北方領土を巡るロシアの動きは、去る11月1日、メドヴェージェフ大統領が、国家元首としては、旧ソ連時代を含め初めて北方領土を訪問するなど、ロシア側の強硬姿勢が目立っている。

これら一連のロシアの動きは、我が国の北方領土返還要求を牽制し、北方領土の不法占拠を既成事実化しようとするものであり憤怒に耐えないところである。

よって、国においては、このたびの我が国固有の領土である北方領土への大統領訪問に重大な決意をもって断固抗議するとともに、北方領土問題の一日も早い解決に向け、外交交渉を強力に進め、日露両国間に真に安定的な平和友好関係を確立するため、最善の努力をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

徳島県議会議長 藤 田 豊